

回答書

令和8年度とっとり GX バイオプラットフォーム形成推進業務に係る質問について、以下のとおり回答します。

番号	質問	回答
1	本業務において、共同事業体又は協力会社を含む実施体制で参加表明・企画提案することは可能でしょうか。	共同事業体：実施要領6の要件を満たしていれば可能です。 協力会社（再委託先等）：単独事業者として参加する場合でも、外部の事業者と連携をとる体制（再委託等）を構築することは可能ですが、仕様書9をご留意のうえ、実施要領7のとおり企画提案書提出時に、「連携体制のわかるもの」を御提出ください。
2	PF/WG運営、関係者への連絡調整、会議運営補助、アンケート・ヒアリング、現地情報収集、資料作成補助等の一部業務について、再委託又は協力会社活用は可能でしょうか。	仕様書9のとおり、業務の再委託については、あらかじめ県の承認を得ることが必要です。ただし、以下のいずれかに該当する場合は承認されません。 ・再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合。 ・再委託する業務に、本業務の中核となる部分が含まれている場合。
3	鳥取県内の企業・学術機関等への訪問、ヒアリング、写真付き実施報告、議事録作成等を地域人材を活用して行う提案は評価対象となりますでしょうか。	プロポーザルの審査項目には、「業務実施体制」（20点）や、「独自提案・付加価値」（5点）などが含まれています。御提案いただいた内容によって、本業務がより効果的・効率的に推進されると審査員が判断する提案であれば、これらの項目において評価の対象となります。
4	競争入札参加資格登録申請期限が令和8年8月21日と記載されていますが、登録申請中の事業者が共同体又は協力会社として関与する場合の扱いをご教示ください。	実施要領6のとおり、競争入札参加資格登録申請中でも、参加表明書の提出は可能です。なお、協力会社（再委託先等）については、入札参加資格の有無が直接の参加要件とはされていませんが、受注者（単独事業者または共同事業体）は、実施要領6の参加資格を満たしている必要があります。競争入札参加資格登録申請をする場合は、令和8年8月21日（金）正午までに、申請書類を提出のうえ、実施要領17の場所に連絡をしてください。
5	参加表明書、参加資格確認書、質問書の提出方法について、メール提出の可否をご教示ください。	・質問書：「実施要領4」のとおり、電子メールでの提出が可能です。 ・参加表明書・参加資格確認書：「実施要領5」のとおり、電子メールでの提出が可能です。ただし、メール送信後に必ず電話で連絡を行ってください。